

安全統括管理者・運航管理者研修会

1. 安全統括管理者・運航管理者資格者証制度の創設
2. 安全管理規程のひな形改正
3. 安全情報の提供の拡充

安全統括管理者・運航管理者資格者証の概要

- 安全統括管理者・運航管理者の試験制度が令和7年度から開始予定。（令和5年海上運送法改正で措置）
- 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの資格者証を有する者から選任しなければならない。
- 資格者証を取得するためには、必要な試験に合格した上で、試験の区分に応じた実務経験が必要。
- 安全統括管理者及び運航管理者の資格者証制度が適用される事業は、人の運送をする船舶運航事業が対象。

資格者証の種類等

※「大型船舶」：総トン数20トン以上の船舶 「小型船舶」：総トン数20トン未満の船舶

安全統括管理者資格者証

総合安全統括管理者資格者証

大型船舶と小型船舶に係る安全統括管理を担うことが可能

大型船舶安全統括管理者資格者証

大型船舶のみに係る安全統括管理を担うことが可能

小型船舶安全統括管理者資格者証

小型船舶のみに係る安全統括管理を担うことが可能

運航管理者資格者証

総合運航管理者資格者証

大型船舶と小型船舶に係る運航管理を担うことが可能

大型船舶運航管理者資格者証

大型船舶のみに係る運航管理を担うことが可能

小型船舶運航管理者資格者証

小型船舶のみに係る運航管理を担うことが可能

⇒ 資格者証の有効期間は2年。更新講習を修了し、地方運輸局への申請により更新が可能。

手続のフロー

資格者証申請者



① 資格者証交付申請

交付申請書

(添付書類)

- ・住民票の写しor 個人番号カードの写し
- ・試験合格証明書
- ・実務経験に係る証明書類 等

各地方運輸局

② 申請内容の審査、資格者証原簿登録、資格者証の作成 等



資格者証

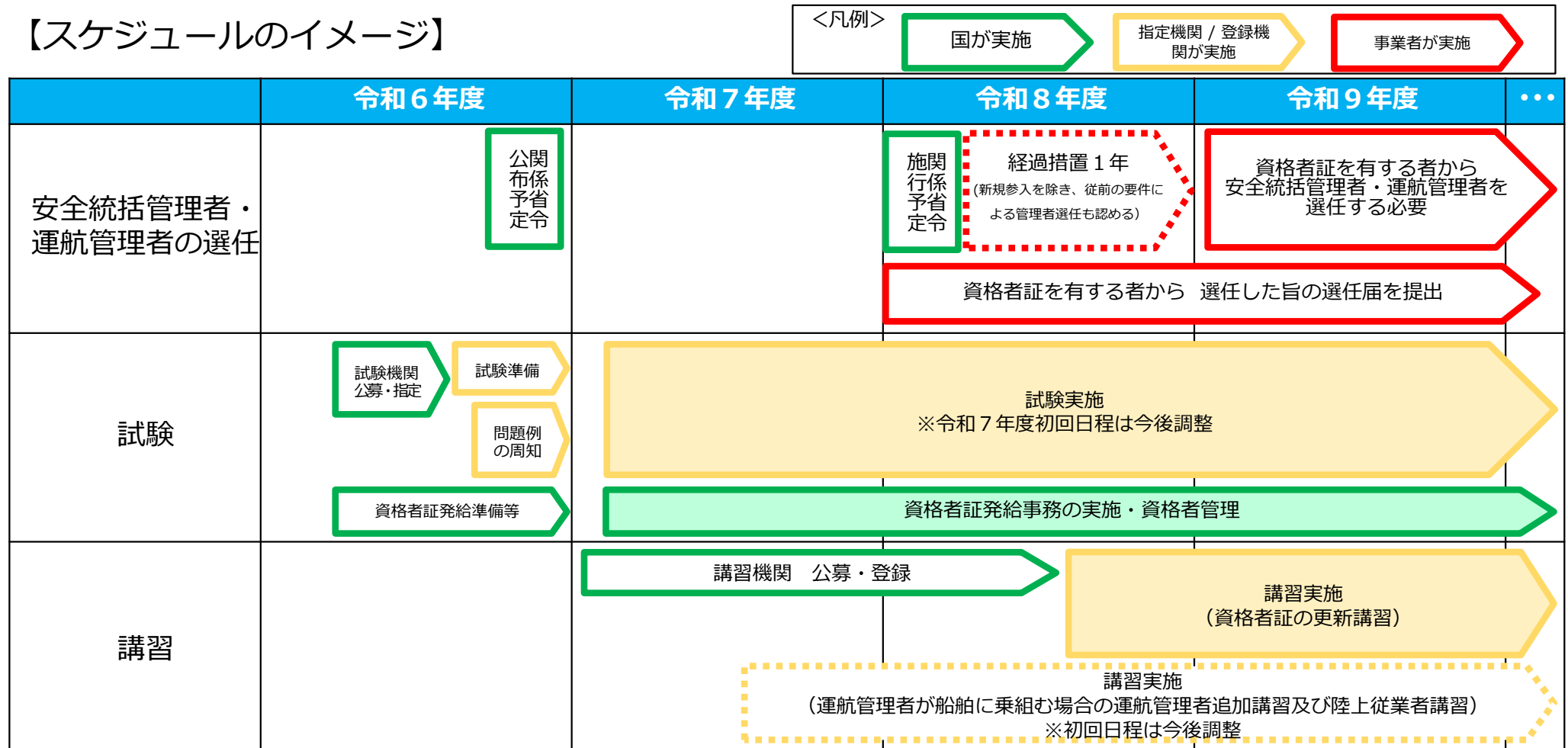
③ 資格者証交付

注：手続の詳細については制度施行に向け検討中

安全統括管理者・運航管理者資格者証試験の実施について

- 安全統括管理者・運航管理者資格者証制度の試験実施に関する事務を行う指定試験機関について、**令和6年8月19日から10月18日まで公募を実施し、現在審査中。**
- **令和7年度**から、**試験を実施**できるよう準備中。
- **令和8年度**に、**関係省令を施行予定**。ただし、新規参入を除き従前の要件による管理者選任を認める**経過措置を1年設け**、円滑な制度移行を図る。

【スケジュールのイメージ】



(参考) 資格者証関係手数料※

※海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令第52条 で規定 (令和6年国土交通省令第43号)

- 受験手数料 18,200円
- 交付手数料 1,700円
- 更新手数料 1,350円

安全管理規程のひな形の改正について

見直し内容に関する基本的な考え方

- 安全管理規程（ひな形）の充実について、事業者の負担を考慮し、フェーズ1及びフェーズ2の「2段階」に分けて改正する。
- フェーズ1では、安全・安心対策で実施目途が令和6年度までとなっている事項等を反映し、フェーズ2では、海上運送法の法律改正事項（令和8年度施行予定）を反映する。

主な改正事項

【フェーズ1】

令和6年中にひな形改正予定

- 安全管理規程の実効性確保
 - ・ 記録の作成、備置き及び保存（期間）について明確化
 - ・ 運航の可否判断の客観性を確保するため、気象・海象情報の入手元及び取得時間の明確化
- 事故の防止、事故発生時の対応
 - ・ 国への事故等情報の報告事項のうち「インシデント」の定義を明確化
 - ・ 事故発生時における再発防止に向けた安全教育の実施について明確化

等

【フェーズ2】

令和7年10月ひな形改正予定

- 管理者等の資質の向上、事業参入時・参入後のチェック強化
 - ・ 安全統括管理者・運航管理者に対する試験制度創設に伴う管理者の選任取扱いについて明確化
- 安全管理規程の実効性確保
 - ・ 乗船中の船長と運航管理者との兼務の禁止等、運航管理の責任体制を明確化

等

既存事業者の変更届出の提出時期

- フェーズ1：国は、ひな形改正の周知に合わせてフェーズ2の改正事項（概要）を示し、事業者の判断により、フェーズ2と合わせて改正することを認める。（事業者は、フェーズ2に係る規程変更の期限までに改正が行われていれば良い）
- フェーズ2：事業者は、事業の実施に必要な資格者を確保し次第、令和8年度中に規程変更・届出を行う。（規程変更のリミットは経過措置適用期限の令和8年度末）

事業者及び国による更なる安全情報提供体制の構築

令和6年4月1日以降に開始する事業年度に係る安全情報から適用

- 人の運送をする事業者は以下のような安全情報を、毎事業年度の経過後100日以内に自社のHP等で公表するとともに、その内容を国の定める様式に記入して国に報告する。
- 国はHP「旅客船事業者安全情報検索サイト」を整備し、毎年当該情報を公表する。

<事業者が公表する安全情報>

【事業者情報】

- 事業者名
- 事業者のホームページURL
- 営業所の都道府縣市町村名
- 事業許可/届出年度、事業の種類
- 地域旅客船安全協議会への加入状況（任意）
- 任意の安全に関する取組（例：+ONEマーク取得）等

【船舶情報】

- 船舶保有数（船舶ごとの船名、旅客定員、総トン数）
- 船舶ごとの救命設備の搭載数（救命胴衣、救命いかだ、救命浮器）
- 船舶ごとの無線設備の搭載状況
- 船舶ごとの船舶検査証書の交付年月日

【事故情報】

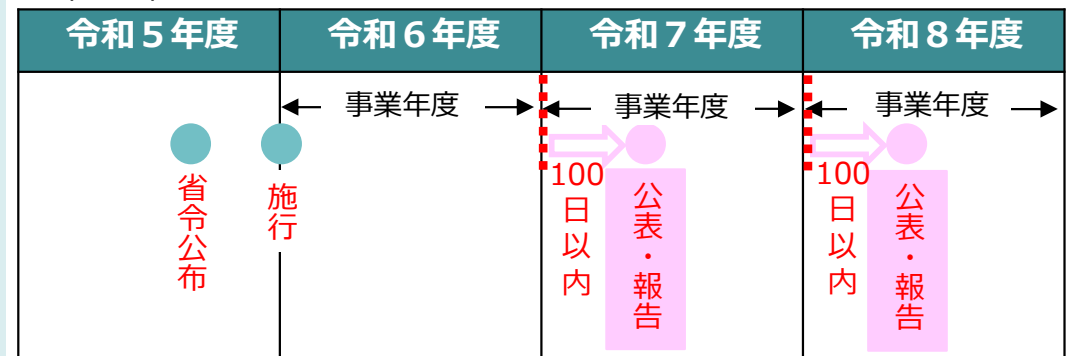
- 過去5年間の事故件数（安全管理規程の事故処理基準に基づき各事業者が国へ報告した事故の件数）

<国が公表する安全情報>

事業者が公表する情報に加え、以下の情報を公表

- 過去5年間の行政処分の件数及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトの該当ページURL
（事業者自らの公表・報告 義務なし）
 - ・ 事業の許可の取消し
 - ・ 事業の停止の命令
 - ・ 船舶、係留施設その他の輸送施設の使用の停止の命令
 - ・ 輸送の安全の確保に関する命令

<4/1~3/31を事業年度とする事業者の場合>



各事業者のHP及び国のHP（旅客船事業者安全情報検索サイト）にて毎年度公表を行う